

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月3日から同年9月1日まで

申立期間の加入記録が無いと言われた。転勤はあったが、A社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和25年4月3日に同社C事務所から同社B工業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年9月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社C事務所から同社B工業所に異動した数名に申立人と同様の事務処理がされており、当該異動に係る届出が適正に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和25年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 7454

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間は、厚生年金保険に加入していないことになっている。転勤はあったが、A社に継続して勤務していたので空白期間は無いはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和25年4月3日に同社C事務所から同社B工業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年9月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社C事務所から同社B工業所に異動した数名に申立人と同様の事務処理がされており、当該異動に係る届出が適正に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和25年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

B社から同系列の会社であるA社に異動し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の記録及びA社における申立期間当時の社会保険事務担当者の証言から判断すると、申立人は、B社及び同社の建築工事部門が分社化したA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は61年10月\*日に設立されていることが確認でき、8名の従業員が継続して勤務していたことが推認できることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

したがって、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、給料支払明細書により、申立人は申立期間において24万円の標準報酬月額に見合う給与額を支給され、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間におけるA社の事業主は、病気のため連絡が取れず、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区の会社に住み込みで勤めていた。昭和51年頃にけがをしたとき、同区から国民年金加入案内のはがきが届いていたため、国民健康保険と国民年金に同時に加入した。加入後、月額1,000円から2,000円ぐらいの国民年金保険料を、毎月会社に来ていた同市の集金人に国民健康保険料と一緒に納付していた。これまで保険料を未納にしたことは一度もないはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃に国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、加入後の国民年金保険料は、毎月勤務先に来ていた集金人に国民健康保険料と一緒に納付していたとしているものの、具体的な加入手続時期、場所及び加入手続後において交付される年金手帳の受領の有無については覚えていないとしていることから、申立期間に係る申立人の国民年金加入手続の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月11日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って50年1月19日（61年3月6日付けで20歳到達時である50年\*月\*日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付することはでき

ない。

さらに、前述の国民年金加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの保険料については、過年度納付することが可能であり、同年4月から53年3月までの保険料については、現年度納付することが可能であったものの、A市では、申立期間当時、国民健康保険料の集金は毎月であったが、国民年金保険料の集金は3か月ごとに行われており、同じ集金人が国民健康保険料と国民年金保険料を集金することはなかったほか、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人が申立期間のうち、50年10月から53年3月までの保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿共に、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年3月まで

私は、会社を退職（昭和57年9月）して、しばらく国民年金に加入していなかったが、婚姻届（59年3月）を提出した頃に、A町役場で国民年金の加入手続と一緒に申立期間の国民年金保険料を窓口で納付書を使わず現金で一括納付し、それ以降の保険料は信用金庫の口座引落で納付していた。納付金額ははっきり覚えていないが、申立期間の保険料は、同町役場の窓口で間違いなく納付したので、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届（昭和59年3月）をA町役場に提出した頃、国民年金の加入手続を行い、その際に、同町役場の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているところ、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月30日に同町に払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した57年9月とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準にすると、申立期間のうち、同年9月から58年3月までの保険料については、過年度納付することが可能であり、申立期間のうち、同年4月から59年3月までの保険料については、現年度納付することが可能であった。しかしながら、申立期間のうち、57年9月から58年3月までの保険料については過年度保険料となり、制度上、過年度保険料を同町役場の窓口で納付することはできない。このため、申立人が主張する納付方法では、申立期間に係る過年度分と現年度分の保険料を一括納付することはできず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。



また、オンライン記録によると、申立人に対して社会保険事務所（当時）から昭和 60 年 10 月 7 日に過年度納付書が作成・送付されていることが確認できる。この過年度納付書作成時期を基準にすると、申立期間のうち、時効が成立していない 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の過年度納付書が作成・送付されたものとみられ、この納付書作成当時において、当該期間は未納であったものとみられる。このため、申立人が主張する加入手続時に納付していれば、当該期間の納付書は発行されることはない上、申立人は、保険料をまとめて納付したのは加入手続時のみであるとしているほか、口座振替による保険料の納付を開始してからは保険料をまとめて納付したことはないとしていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度納付していたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 59 年 4 月の保険料が同年 5 月 1 日に納付された以降は、定期的に毎月納付されていることが確認できることから、同年 4 月の保険料から口座振替による納付が開始されていたものと推認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年2月まで

私は、勤務先を退職（平成5年3月）した頃、A市役所かB市C区役所で国民年金の加入手続と一緒に国民年金保険料の免除申請手続も行った。具体的な加入時期や加入手続の詳しいことまでは覚えていないが、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職（平成5年3月）した頃、A市役所かB市C区役所で国民年金の加入手続と一緒に国民年金保険料の免除申請手続も行ったとしているものの、具体的な加入手続時期、加入後に交付される年金手帳の受領の有無及び免除申請後に送付される申請免除の承認通知又は却下通知の受領の有無についてはよく覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び免除申請手続の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、平成7年7月頃にB市C区で行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この加入手続の際に、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を免除申請することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入記録は、当初、平成7年7月16日に被保険者資格を取得し、10年4月1日に同資格を喪失した

こととされていたが、前述の被保険者資格取得日以前に申立人の第1号被保険者となるべき期間が判明したことにより、11年11月4日付けで資格取得日を5年4月1日、資格喪失日を6年3月16日とする記録が追加処理されていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載されている資格取得日及び資格喪失日の訂正・追加処理内容とも符合する。このため、申立期間はこの加入記録の追加処理に伴い生じた未納期間であることから、この追加処理が行われる前までは、国民年金に未加入である上、この追加処理が行われた時点においても、制度上、遡って申立期間の保険料を免除申請することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料(日記帳、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月頃から 60 年 4 月 22 日まで

私は、A社に昭和 59 年 4 月頃から同社が事業閉鎖となった 60 年 4 月 21 日まで勤務し、その後、間を空けずに同じビル内にあるB社に転職した。

申立期間は正社員であり社会保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げるA社の同僚二人及び申立人が同社退職後に勤務したB社の事務担当者の証言により、申立人が申立期間において期間は特定できないもののA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人及び同僚が、申立期間当時におけるA社は従業員が二人しかいなかったと記憶していることから、同社は、当時の厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

一方、A社の同僚は、「自分はA社設立時の昭和 59 年 2 月から 60 年 1 月まで勤務したが、入社の際に、従業員は自分だけなので社会保険については、同社ではなく同一事業主が経営するC社で加入すると説明された。しかし、申立人の取扱いについては知らない。」と証言しているところ、当該同僚は、勤務期間とおおむね一致する期間について、C社における雇用保険及び厚生年金保険被保険者の記録が確認できるものの、申立人については、申立期間において雇用保険の加入記録は無い上、同保険の支給記録（支給台帳全記録照会）によると、申立期間の一部を含む昭和 59 年 3 月 4 日から同年 5 月 15 日までの期間について基本手当（失業等給付の一種）を受給していたことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主は死亡している上、事業主の妻は、「A社の従業員の給与や社会保険の取扱いは事業主がすべて決めており内容は知らない。私はC社の経理事務をしていたが、当時、A社の従業員の社会保険を便宜的にC社で取得させていたかどうかについて覚えが無く、書類も保存していないので分からない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、C社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月から 15 年 8 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違している。給与額を適切に届け出ていれば、現在の記録より高い標準報酬月額となるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間のうち平成15年6月を除く期間の給与明細書により、申立人の主張どおり、当該期間の一部において、総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間の全てにおいて、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年6月については、申立人から同月における厚生年金保険料の控除の対象となる同年7月分の給与明細書が提出されておらず、同年6月の保険料控除額について確認できないものの、当該期間の前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額が同額であることから判断して、当該期間においても、申立人が給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているものと推認できる。

さらに、A社が加入するB企業年金基金及びC健康保険組合から提出された申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、いずれもオンライン記録と一致する。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額記録が遡及して訂正されたなどの不自然な点も見当たらない。

なお、A社は、申立人から提出された給与明細書に記載されている総支給額を届け出ていたか否かについて、「給与支給項目における『キャンペーン』、『その他所得』、及び報奨金等は臨時に支給した手当であり、報酬月額の対象にならないので、総支給額から臨時に支給したこれらの手当の額を控除し、各月の報酬月額を算出して届出をしている。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。